

平河町通信

令和4年
6月15日
第2号

発行
内外政治
研究G

日本語を乱す「戸籍法改正試案」

ルールなき「振り仮名」を許すな

法相の諮問機関である法制審議会が、戸籍の氏名に読み仮名を付けるための戸籍法改正に向けた中間試案をまとめたのを受け、法務省は国民からの意見公募を行っています。

現在の戸籍の氏名には読み仮名は付いていませんが、法務省は戸籍の管理のデジタル化を進めるため、既存の氏名を含め漢字名にひらがな又はカタカナを付ける検討をしています。試案では、「独特的な読み方」の許容範囲について次の3案（概要）を示しました。

- ① 権利乱用や公序良俗に反する場合を除き認める
- ② 戸籍法に規定し、音訓。
- ③ 戸籍法に規定し、②に加え、「名乗り訓（歴史上の特殊な人名読み）など社会的に通用しているものも認め

慣用で読めるか、「字義（文字の意味）」との関連があげられる

漢字の読み方のルールが崩れることで、小中学生などの教育現場への影響は大きく、将来的に日本語文化そのものが崩壊してしまう危険性があります。

また、親的好みによって子どもの名前をキラキラネームで読ませる風潮が強まる恐れもあります。そのこと

「字義との関連」で読みを認める!?

法相の諮問機関である法制審議会が、戸籍の氏名に読み仮名を付けるための戸籍法改正に向けた中間試案をまとめたのを受け、法務省は国民からの意見公募を行っています。

現在の戸籍の氏名には読み仮名は付いていませんが、法務省は戸籍の管理のデジタル化を進めるため、既存の氏名を含め漢字名にひらがな又はカタカナを付ける検討をしています。試案では、「独特的な読み方」の許容範囲について次の3案（概要）を示しました。

- ① 権利乱用や公序良俗に反する場合を除き認める
- ② 戸籍法に規定し、音訓。
- ③ 戸籍法に規定し、②に加え、「名乗り訓（歴史上の特殊な人名読み）など社会的に通用しているものも認め

で被害を受けるのは、事情を知らない子どもたち自身です。

意見公募は27日まで

法務省民事局の意見公募（パブリックコメント）の手続きは6月27日（月）まで。期限内に皆さまご自身の真摯なご意見を左記の「意見提出フォーム」から表明してください。なお、法制審議会の中間試案に対しても「訴えたいこと」をURLで添付しますので参考にしてください。

このうち、①案は、かつて騒動になった漢字名の「悪魔」のような公序良俗に反するものでなければ、どんな読み方も認めるというものが論外です。②と③についても、「字義との関連がある」と認められれば許容されることになり、これも大きな問題を抱えています。漢字本来の読み方（音訓）や意味とは異なった「キラキラネーム」などが認められる可能性が強く、「光宙（ぴかちゅう）」や英語読みの「騎士（ないと）」「大空（すかい）」なども認められる可能性が出ています。

内外政治研究Gは「日本会議」の国民運動を支援するマスコミ関係者や大学の研究者等で構成する研究グループです。憲法改正など我が国が直面する課題について毎月2回新聞形式のメールマガジンで発信しています。

5月17日
日経電子版



e-IGOV
意見募集フォーム

平河町通信Web
訴えたいこと

竹田恒泰チャンネル
Youtube



埼玉県議会の6月定例会に「性の多様性に係わる理解増進に関する条例（仮称）案」が上程されます。条例案は「何人も性的指向または性自認を理由とする不当な差別的取り扱いをしてはならない」との「禁止条項」が盛られる見込みで、大きな問題を抱えています。

これを県議会自民党が提案するというのも驚きですが、「不当な差別的取り扱い」はその定義が明確ではありません。相手や第三者の恣意的な解釈によって、誰もが「差別主義者」にされてしまう恐怕があります。

また、「性自認」とは「自分の性をどのように認識しているか」という自己意識のことですが、主観的な基準によって性を自称できることもあります。米国などでは公共施設などで自分を女性だと性自認する「男性性」によるレイプ事件が起きるなど大きな社会問題にもなっています。

条例案は最終的に17日に始まる定例会に提出される見込みですが、「県連として意見募集の結果は公表する予定はない」としています。民意を反映したというのであれば公表は当然ですが、議会関係者からは「予想を超える反対意見が寄せられたからできないのではないか」との声も聞かれます。

埼玉県議会にLGBT条例案

意見募集の結果はなぜか非公表

ところで、自民党埼玉県支部連合会は今回の条例の骨子案を公開する際、「多くの県民の皆様のご意見を反映するため、県民コメントを募集します」とする文書を付して意見を公募しました（5月2日締切）。

条例案は最終的に17日に始まる定例会に提出される見込みですが、「県連として意見募集の結果は公表する予定はない」としています。民意を反映したというのであれば公表は当然ですが、議会関係者からは「予想を超える反対意見が寄せられたからできないのではないか」との声も聞かれます。

II 参考 II

「日本の息吹」6月号
埼玉県「性の多様性」
条例案の問題点



「明日への選択」6月号
埼玉県「LGBT条例案」
「危うさ」

